

租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会  
令和七年十一月二十七日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　運輸事業振興助成交付金については、安全運行や地球温暖化対策など社会の要請に応える使途に充當されていることを踏まえ、軽油引取税の「当分の間税率」廃止後も維持されるよう、法改正を含め必要な措置を講ずること。

二　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づき沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して講じられている揮発油に係る税負担軽減措置については、沖縄県の負担や地理的特性を踏まえ、揮発油税及び地方揮発油税の「当分の間税率」廃止後も、その税負担軽減措置が適切に維持されるよう、政令改正を含め必要な措置を講ずること。

右決議する。